

1 『比叡山を中心とする文化財（文化財集中地区特別総合調査報告 2）』

[東京] : 文化財保護委員会 , [1963. 12]

218p ; 23cm

昭和 37 年から 38 年にかけて、2 年度 2 回にわけて行われた比叡山とその周辺の社寺の調査の記録。絵画、彫刻、工芸、書跡、考古の各部門の概説と、15 の論文を収録している。本文部分は謄写版で印刷され、18p 66 図の写真図版を載せる。

「文化財集中地区特別総合調査」は、国（文化財保護委員会および後身の文化庁）が実施する有形文化財（美術工芸品）の調査で、文化財の集中的している地区を対象に、その地域の文化財を総合的に調査することによって日本文化の究明に資すとともに、それらの文化財の散逸減失を防止することを目的とするもので、昭和 37 年より、都道府県教育委員会等の協力を得ながら実施され、現在までに第 23 集までの報告書が刊行されている。

2 『山形県指定有形文化財 絵画・書蹟の部（山形県文化財調査報告書 第9輯）』 山形県教育委員会編

山形：山形県教育委員会，1959

46p；26cm

昭和26年山形県文化財保護条例が改正され、従来県で指定していた史跡、名勝、天然記念物のほかに、県内の有形文化財、無形文化財、民族資料、記念物で重要なものは県文化財に指定して、その保護と活用を図ることとなった。県の教育委員会におかれた文化財専門委員が交互に研究報告を担当し、本報告書（第9集）は、山形県指定の文化財のうち絵画、書籍を主とした図録として作成された。（県内の国指定の国宝・重要文化財・重要美術品は除いている。）絵画34点、書蹟23点、典籍・古文書12点の写真、解説、作者略伝から成り、巻末に目録を付している。

3 『香川県文化財調査報告 第1』

高松：香川県教育委員会，1951.3
103p；22cm

昭和24年4月の文化財保護法発布をうけ、香川県では、香川県史跡名勝天然記念物調査会規程と香川県民俗調査会規定を廃して、昭和26年5月12日香川県文化財保護調査会規則を制定し、有形文化財、史跡名勝天然記念物、無形文化財の3部からなる専門委員を置くとともに香川県文化財保護規則を制定して、文化財の調査と保護を行うこととした。（文化財保護条例の公布は昭和30年。）

本報告書は、昭和26年度の香川県史跡名勝天然記念物調査会および昭和25年度の香川県文化財保護調査会の調査になる、特別史跡讃岐国分寺跡や丸亀城をはじめ、計12件の文化財についての報告を収録している。文化財の意義や種類、保護の制度について説明した「文化財保護について」の解説が巻頭に置かれている。